

第十六回 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和二十八年五月二十八日(木曜日)午前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 上原 正吉君
長島 銀藏君
竹下 豐次君

委員

田中 啓一君
矢嶋 三義君
天田 勝正君
松原 一彦君
堀 眞琴君
野本 品吉君

政府委員

総理府恩給局長 三橋 則雄君
厚生政務次官 中山 マサ君
引揚援護庁長官 木村忠二郎君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日のお話に付した事件

○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○調査承認要求の件

○議員派遣要求の件

○委員長(小酒井義男君) 只今より委員会を開会いたします。

第一部 内閣委員会會議録第二号

昭和二十八年五月二十八日 参議院

本委員会に付託になりました恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案に対する政府の説明は前回の通りでありますので、専門員より本案について調査いたしました事項があらましましたら御報告をお願いいたします。

○専門員(杉田正三郎君) この法律案につきましましては、前に参議院の緊急集会に同じ趣旨の延期の法律案が提出されたので、今回の法律案は大体同じ趣旨に基づきましてこの月の末日まで一応延期になつておりましたものを二月延ばしまして七月三十一日まで延期しようというものがこの法律案の大体の趣旨でございます。

御承知のごとくこの恩給法の特例に関する件というものは、ポツダム勅令でできておりまして、ポツダム勅令は講和発効の日から半年、百八十日で失効するといふ建前になつておるのであります。ただ特別の規定がある場合においてはそれを延ばし得るというので、それに基づいてこの恩給法の特例に関する件というポツダム勅令は法律として政府においては今新しく軍人恩給に関する措置を講ずる新しい改正法律案を準備しつづけてありますので、それまでの間恩給法の特例に関する件というポツダム勅令の法律としての効力を二月延ばして行こうというものがこの法律案の要旨でございます。

○委員長(小酒井義男君) 本法案に対して御質疑がありましたら御質疑をお願いいたします。

○矢嶋三義君 愚問ですが念のために伺ひたいのですが、これを若し二月延ばさなかつたらどういう事態が起るか、要点をまとめて。

○専門員(杉田正三郎君) 或いは恩給当局のほうは何でしょうが、私一応便宜お答え申し上げますが、この恩給法の特例に関する件というポツダム勅令で、先ず第一には、軍人恩給はこれを停止することになつておるのであります。この恩給法の特例に関する件というポツダム勅令で傷病疾病の増加恩給に当る者については増加恩給を支給するといふことになつております。若しこの恩給法の特例に関する件というものが今日仮に失効するとしたならば、その増加恩給をもらひ得る人ももらふことができないという結果になるわけでありまして、それとなくこの恩給法の特例に関する件に基いて増加恩給をもらひ得る人はそのまゝ七月三十一日までもらひ得るようになつて、その間に軍人恩給に関する問題を解決する新しい法律案が出た場合においては、それらの増加恩給に関する問題も新しい恩給法の改正法律案の中に盛り込んで行くといふことになるわけだと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) なお本日は中山厚生政務次官と三橋総理府恩給局長とが政府側から出ておられますから、質疑がありましたら政府側に對して御質疑をお願いします。……ほかに御質疑がないようでしたら、本法案に對する質疑は終つたものといひまして御異議をございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) では質疑は終了いたしましたものと認めます。

つきましては討論に入りますが、御意見のあり方は一つ賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○野本品吉君 昨日松原委員から御意見がございましてですが、私は四月に遡及して軍人恩給を支給するように措置するといふ当局の御方針を、ここで再確認いたしまして賛成いたします。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御意見ございませぬか。……ないようでしたら討論は終つたものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(小酒井義男君) 有難うございました。全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決するべきものと決定いたしました。

なお本委員会における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬこととなつておりますが、これは委員長長において本案の内容が、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認をお願いいたしますが御異議ございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
上原 正吉 長島 銀藏
竹下 豐次 田中 啓一
矢嶋 三義 天田 勝正
松原 一彦 野本 品吉

○委員長(小酒井義男君) 続いて厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案を議題にいたします。本件について専門員の方で何か御意見がありましたら……。それでは質疑のあり方は質疑をお願いいたします。

○野本品吉君 これは案の内容に直接関係するかどうかは疑問であります。が、この法案を提出しました主な理由が、帰還者の援護並びに未帰還者の消息究明等について云々とありますが、ここで開きたいことは、巷間伝えられるところによりますと、中共地区からの引揚作業が円滑に進まないかのやうなことを耳にしているのではありませんか、この作業の経過、どういう状態において進行しているかといふことについてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 中国本土

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 有難うございました。全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決するべきものと決定いたしました。

なお本委員会における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬこととなつておりますが、これは委員長長において本案の内容が、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認をお願いいたしますが御異議ございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
上原 正吉 長島 銀藏
竹下 豐次 田中 啓一
矢嶋 三義 天田 勝正
松原 一彦 野本 品吉

○委員長(小酒井義男君) 続いて厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案を議題にいたします。本件について専門員の方で何か御意見がありましたら……。それでは質疑のあり方は質疑をお願いいたします。

○野本品吉君 これは案の内容に直接関係するかどうかは疑問であります。が、この法案を提出しました主な理由が、帰還者の援護並びに未帰還者の消息究明等について云々とありますが、ここで開きたいことは、巷間伝えられるところによりますと、中共地区からの引揚作業が円滑に進まないかのやうなことを耳にしているのではありませんか、この作業の経過、どういう状態において進行しているかといふことについてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 中国本土

からの未帰還者の引揚の状況でござい
ますが、これは昭和二十三年以来一応
停止いたしておたのでございませ
うが、昨年の十二月一日に北京政府の意
向というものの放送がございました。
これによりまして御承知の通り今年の
三月からこの引揚を開始いたしてあり
ます。北京政府の放送の内容という
ものから見ますと、大体三万人の
日本人留民がいる。この三万人の居
留民のうちで日本に帰りたいという希
望者は全部帰すということになつて
いるのであります。そうしてその後の
こちらから参りました民間団体と向う
の紅十字会との折衝におきまして、
この点は明かになつていたのでありま
して、三月から現在まで三回船団が往
復いたしております。各船団に大体五
千名ずつ乗つて帰つて来ております。
従いまして現在までに帰りました者は
約一万五千名、一万四千余名が帰つて
来ているのであります。第四次の船団
の向うへ参ります期日につきましては
は先方からまだその期日の指定が参つ
ておりません。これにつきましては、
先方から参つております電報により
ますと、日本におります華僑の中
で向うに帰りたいという希望の者がお
るが、これを向うに帰すということに
ついてお願いをしてあるがこれがどう
なつておるか、その御返事を待つてそ
れを御指示申上げたいということをも
うから言つて来ているようでありま
す。従いましてこちらといたしまして
は、日本赤十字社等におきましてその
経緯について向うに報告いたさなけれ
ばならないことになつておるやう
であります。従つてこの在日華僑を向
うに帰す点が問題なんでありま

が、我々といましては、向うに帰
りたい希望の者が先方に帰りますこと
につきまして、これは人道上の問題と
いたしまして当然そうしなさいやなら
ん。又従来よりこれを帰すことについて
異議があるものではないのであります。
これを集団的に向うに帰国させるとい
う方法につきましては、結局こちらか
ら向うへ参ります船が安全に向うへ
参らなければならぬのであります。
この安全輸送につきまして目下国民
政府と交渉中のでございませう。そ
の間の状況につきましては外交の機微
に属することでありまして、私どもよ
く詳しいことは存じないのでありま
して、責任のない私の方から申上げるの
はどうかと思ひますが、これについ
ては外務省当局におきまして相当地
心をやつておるものでありまして近
決するのではないかとこのうに期待
いたしております。我々としてしまし
ては、この問題と向うから帰ります問
題とは直接関係がある問題とは思つて
おりません。併しこちらから向うに帰
すということにつきましては、日本赤
十字社において向うにできるだけ努力
するということと約束いたしておるや
うであります。先ほど申上げました
ように、日本政府といたしましては、
向うに帰すことにつきましては何ら異
議があるものでありませんし、できる
だけ便宜を図りたいと思つておるま
す。この問題につきましては近頃解決
いたしまして第四次の配船ができること
と考えております。現在のところでは
そのやうな事情で第四次配船の時日
がきまらないという点があるのであり
ますが、この問題は今後の引揚が不円滑
になるといふやうな問題ではないので

あります。向うの情勢を見ましても大
体帰すつもりで準備をいたしておるの
でありますから、やはりこの問題がは
つきりいたしたならばすぐに第四
次船団の配船の時日等を指定して参る
というやうに考えております。
○野本吉吉君 なる帰還した者の援護
の問題ですが、この援護の対策は大体
において予定通り進められておるの
でありますか。
○政府委員(木村忠二郎君) 今回の帰
国者の援護につきましては、この前の
国会の際におきましていろいろ御説
明申上げたのであります。従来
ソ連或いは南方方面から帰つて参り
ました引揚者は極めて手厚い援護を
いたすやうになつております。これは
やはり国内情勢が相当變つて来てお
りますこと及び引揚げて来ます人々
の先方におきまして生活状態という
ものが違つておるといふやうな点、そ
ういふやうな情勢を考慮しまして、従
来の引揚者は極めて手厚い援護を
いたすやうになつております。なおそ
の後の情勢によりまして更にこれを強
化する必要があると認められたもの
も若干その後改善いたしております。例
えば帰りました人々に対しまして帰還
手当が従来全然なかつたものを、今回
初めて大人一萬円、子供五千円とい
うものを出すことになつたのであり
ますが、これを第一次配船までは持
金と合せまして二万円以上になります
るものは二万円までに押さへるとい
うことになつたのであります。さ
うして、我々として最初から希望
いたしておりました通りに、一律に一
万五千円というものをこれは出すとい

ことに変更いたしました。又帰りまし
た人々の中で病氣になつております
人々の治療につきましては、政府にお
きましては大体十日間の治療をする、
あとはそれのやうな状況に依りまして一
般の国民と同じやうな扱いをするやう
にいたしておたのであります。さうし
ても、その後情勢によりまして相当病人
が多いといふやうな関係からいたしま
して、これにつきましては二十五日
間、大体国に帰りますまでの期間を合
せまると約一カ月間ということにな
るのであります。その期間の治療を
を国でみる、その間にその後の治療
についての方針を立てるといふこと
におきまして、その間の医務、看護婦等
の配置につきましては、第一次船団の
状況によりまして第二次船団以後は非
常にその数を増しまして、その点に遺
憾のないやうにいたしましたし、又援
護局の職員等につきましても、例え
ば子供に対しまして保護等をこれに加
へますとかいふやうに、援護の内容を強
化したしております。
援護の実施状況でございませうが、
これは大体円滑に行つておるやうで
ございませう。主として問題となり
ますのは定着地におきまして就職の
問題と住宅の問題でございますが、就
職並びに住宅の問題につきましては従
来と違ひまして非常な力を入れてお
るものであります。労働省におきま
しては、就職問題について特別な就
職斡旋の措置を講ずることになつて
おるやうで、現在までのところ大
体就職希望者の三割以上が就職いた
して、一カ月ばかりの期間でござい
ますが、その間に就職希望者の三割以上

が就職いたしておるといふやうな状
況でございまして、一般の就職者が
一割見当し求職申込者に対して斡
旋がでないにもかかわらずこれは非
常によく行つておるやうであります。
勿論まだ三割以上と申しまして半
分に達しないといふ状況でございま
すが、なほこれにつきましては努
力しなければならぬと思ひますが、
まあ我々予想いたしておりました
より一層この点は努力いたしたいと考
へておるのであります。
住宅の問題につきましては、予定
の通り三千五百戸ばかり今度帰りました
人々のために建てることになつて
おります。成るべくならば現在の住宅事情
でございませうからして、辛抱の
だけは辛抱願ひたいと思つておる
のであります。さうして、縁故のない
者、或いは縁故があつてもそこに落
着けない人、これらにつきましては特
別な住宅を建てるといふことになつ
たと考えておるのであります。これ
につきましてはすでに最初建てまし
た四百数十戸のものはこれはもうす
でに建つておりますし、次の一千戸も
ぼつと建ちかけておるのであります。
なおこの問題につきましては、あら
かじめ建てるやうに、これに受入れ
るやうに、これは行かないのであり
まして、皆さんが帰りましたら、落着
いた先がきまつた上でない家は建て
られないのであります。あらかじめ
建てておきましてそれが空家になつ
ていては適當でないと思ひましたの
で、大体帰りましたら落着状況を見
て逐次建てて参りたい、かやうに考

ます。現在のところこの方面も建築につきましても不円滑になつておるといふふうには考へておりません。ただ土地問題等におきまして若干問題がありまゝすので、これらについてはできるだけ打開したいと思ひまして、先般来いろいろ手を打つておるような状況であります。

○野本品吉君 消息の究明といふことで、これはどんな方法でおやりですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 御承知の通りにソ連、中共地区におります邦人、これがどういふふうになつておるか、我が方の調査によりまして大体十数万人の人間がまだ向うにおる、而も生きておる。つまり死んでおるとは認められないといふものがあるわけでありまゝす。そのうちでソ連地区が二万数千でありますから、約八万ばかり中共地区においてまだ死んだといふ証拠のない者がおるわけでありまゝす。従いまして今三万返すといひまゝして、まだ相当多数の者が消息不明になつておるのでありまして、これらの者につきまゝして従来やつておるものは、一般邦人については外務省において、それから軍人については援護庁においてその消息の究明をいたしておる。援護庁の末端でありますところの各府県の世話課でこれをやつておるのでありますが、そういう調査をいたしますのは大体向うから参りました通信及び歸りました人々の持つておる資料、その人のいろ／＼な聞き込み、目撃した状況等を聞きまして、その状況を明かにするわけでありまゝす。確かに或る人々が或る場所において死亡したといふことを確認するだけの心証が得られるような資料を持つておる人でありまゝすれば、

その人は別なのであります。又どこそこにおつたといふことを数人の人が目撃しておる。それが確かであるといふことがわかれば生きておるといふことは確かでありまゝす。それらにつきまゝして先方での人が生きておる、どの人が亡くなつたかといふことを明かにすることは、こちらに残つておる家族にとりましては非常に重大な問題でありますから、これらの問題につきまゝしてはそういうような資料について調査をいたしておるわけでありまゝす。これは非常に困難でありまゝして、どういふ人から資料をとれば一番はつきりした明確なものが簡単に得られるかといふことを系統的に調べて参りまして、それらにつきまゝしては歸られた方々がどこにおつたか、何をしておられたかといふことを明かにして、そうしてそれらによりましてこちらが持つておる資料と照し合せて、その人はどうしておつたかといふことを多数の人にいつて照会する。或いはそういうような資料を持つておる人に集まつて頂きまして、それによつて記憶を喚び起してやるといふようなことによりましてやるわけでありまゝす。そういうような調査は非常に手数がかかるのであります。併しそれによりまして相当多数の死亡者も確認しておるし、生存者の確認もいたしておるのであります。今度又新しく三万人の方々が向うから歸られますので、新しい資料や手がかりが得られることと思ひます。又現在お持ち返りになつたものでこちらに提供したものもございませう。だん／＼それらの事情がわかるようになりまゝすれば留守家族の方々が及ぶ国民の方々の御期待に副ひ得るようになるのじやないかと思つております。

○野本品吉君 このあれによりまして、本年度一杯といふふうな時期を画されておるのですが、大体この期間で今お考へになつておられますような仕事が終わるといふお見込みなんですか。

○政府委員(木村忠二郎君) この引揚援護庁の機構といふものは要らなくなれば成るべく早く縮小した方がよいのじやないかと考へております。ただどうして来年三月三十一日までというふうにしたかといふことであります。一応一番多数残つておると認められる中国本土からこちらに希望者は全部歸すといふふうな先方が言明いたしましてこちらに歸つて来るわけでありまゝすので、一応これが終りましたならば、大きな集団引揚といふものは今後一応ないといふことにならざるを得ないわけでありまゝす。ただ問題はそれの際にいろ／＼調査いたした結果、まだ向うに残つておる者があり、而もそれがまだこちらに歸りたいという希望を強く持つておるといふことであります。今後は集団引揚といふことはあり得ることになるわけでありまゝして、その場合に来年の三月三十一日で切つていかといふ問題は又問題になるかと思ひます。ただ現在のところでは先方がそういうふうな申し出ておるし、調査いたしましたならば、或いは今後の集団引揚といふものはないのであつて、今後は個別引揚といふことになるといふことになりまゝす。これら、こゝういふ現在と同じような機構を以て参らなければならんといふことにはならんかといふことと考へます。それやこれやを考へまして最小限どこまで延したらいかといふことを考へますと、来年の三月三十一日が大体い

いのじやないか。そこまで行きますれば大きな見通しはつくといふふうな考へられます。

それからもう一つは、それからあと縮小いたしたとしても全部なくなるというわけではないのでありまして、厚生省の内局としてこの仕事は残すといふことになりまゝすので、そういう外局から内局に移す手数については、現在引揚をやつておる時期を避けて、年度末といふ時期をとるのがいいのじやないか、まあこゝういふようないろ／＼なることを考へ併せました結果、一応来年の三月三十一日までということにいたしました。よろう、まあ大体これで行けるだらうといふ事務的な考へ方で、こゝういふ日を括つたのであります。

○天田勝正君 この引揚援護庁は初から臨時の機構として作られたのであつて、早い機会にこれが廃止されるという運命で発足したのです。これに携わる職員は諸君はそうしたやがてはだんだんに整理されて行くといふことを知りつつ、曾つてもこゝうした引揚業務に携わつておつた方が中心であります。故に、極めて熱心にこの仕事をやつて来られたわけでありまゝす。ところが臨時のとは言いながらまだ三万四千方といふ多数の人が外地に残つておるといふ状況のときは、かなりまだ先に行つてもこの仕事に携わつておるといふ自信があるわけでありまゝすけれども、すでに今長官が説明されたようにあつて今明らかになつておる点では一万五千ぐらゐしか残留者がない。而もいゝろ／＼これに支障があるにしても大した支障なしに引揚が運ぶであらう、こゝういふ状況になつて参りますと、お

言葉の通りならば来年の三月を待たなくてもこの業務が完了する、こゝういふことになるのです。そういうことになりまゝす。むしろ私はこゝうして延して行くよりも早い機会にこゝうした機構はやめて、そうして今まで熱心に携わつて来られた方々たちはどういふ方法で職場の転換、こゝういふことを早く考へなければならんかといふこと、こゝういふふうなまあ考へるわけですから、こゝういふ職場の転換等について当局はこれらの人たちにどういふ考へ方を持つて臨まれておられるか、お考へがあらましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 非常に御同情ある御質問でございまして、引揚援護庁が最初できましてから現在までの間、そういう問題を絶えず背負つておるのでございまして。当初七百万以上の海外におります方々をこちらに迎へるといふので、昭和二十二年に発足いたしまして引揚援護の仕事が始つたのでございまして、そうして十数カ所の地方の援護局を持ちまして一つの援護局に数千の職員を擁して引揚の業務をやつておつたのであります。現在これが一援護局になりました。そうして舞鶴だけの地方援護局を持つておるといふ状況になつておるのであります。ここに至りますまでにはそういう問題は絶えず持つて逐次縮小しながら最近に至つております。従いまして今のやうな問題は我々も非常に苦慮いたしておるわけでありまして、従来からその問題につきまゝしては援護庁の本庁におきまゝする非常に大きな一番重大な問題であつたわけでありまゝす。今後におきましてもこれらにつきまゝして各方面

の御協力を願わなければならんと考えておりますが、併しながらとにかくまだ一万五千人の引揚が向うから来ることは確実であります。現在におきましては、この仕事に熱心に携わなければなりません。これは現在では僅か数百名の人間が舞鶴におきましてこの仕事に當つておるわけでありまして、従いまして従来数千人を擁してやつておりましたことを現在は数百人でやつておりますので、現在のところはこの間にあらゆる難務をなくするようにしてその仕事に専心して行くことが必要ではないか。このためにはやはり引揚がはつきり完了するという時期までは、これに動揺を与えないようにするためにはやはり期間として相当延長することが必要ではないか。先ほども申し上げましたようにあとの調査事務につきましても大体の見通しをつけなければならぬ。先ほど、我々といましては一応最小限来年の三月三十一日までには延ばさなければならぬと考へております。今働いておられます人々はあつたことを考へずに皆熱心にやつております。これらの方々のその後の配置転換等の問題につきましては、我々といひましては今後十分に努力しなければならぬと考へておりますし、又各方面の御協力を願ひたいと思つております。

りとは、先生も長らく引揚問題で御心配頂いておる方でありまして御了承頂けると思ひますが、まだ／＼なかなか問題が残るのではないかとこのことを考へておりますので、このお方々のお仕事も又違った場面においてお働きの願ひと、私はこう考へております。

せんが、私がもらつた資料には全然そういうことはない。従つて後ほど、さつき一万五千人お歸りになつたというが、もう一万五千人のお歸りになつた数とか、あとの見通しとか、或いは就職は三割、そういう点とか或いは住宅の問題とか、或いは引揚げて来たところの生徒児童の受入対策はどうなつておるか、そういうような要點だけは、勿論この内容のつづこんだところは特別委員会でもやるわけでありまして、併しながらこの設置法において来年の三月三十一日まで延期する以上は、こういう審議をする場合は、そういう資料を出すべきだと思ひますが、のちほど出して頂きたい。それだけ委員長を通じて要望しておきます。

り可決することに御賛成の方の挙手をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 有難うございました。全会一致でございます。従つて本案は原案通り可決するべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告は、前例によつてこれをいたすことになつたと思ひますが、御異議ございませんか。

○政府委員(中山マサ君) お説の通り私が曾つて舞鶴に参りましたときにもあそここの援護庁のお方々に対しまして、この業務が終つたならばどうなるかという御心配は始終お持ちになつておつたように私も拜察しておるのでございまして。何とかして行政整理をしなければならぬという建前を党の建前として持つて参つておりました。政府もその面々で御案内の通り税との兼ね合ひもございまして、国民生活の点もいろいろ考へまして、いつまでも若し引揚が相当の時期に終了するものならばという考へを始終持つておりました。併しこのお方々の手続のことも私も又考へなければならぬのでございまして、まあ先一年ございまして、何とかしてこのお方々の相当なる処遇について政府も必ず考へることであらうと思つてございまして。御案内の通り地方に御出張になりますと、皆様方ももういろいろここに二百世帯というふうな／＼な戦傷病者或いはその遺族の問題につきましても、まだなか／＼貰ふべきものが来ないというふうな不平を始終聞いておりますので、そういう問題が立派に解消になりますまではまあひとしきり一年間というふうになつておりますけれども、政治は生きものでございまして、それから又それまでに如何なる事態が来るか、三万だけが歸つてそれで終

○矢嶋三義君 本法律案の提案理由の説明は了承いたしました。まあ、これはさつき二委員から質問があつて、審議に入つたわけですが、私は、半数改選後の本委員会における審議は本日初めてであります。疑義があるというよりか、政府委員は怠慢だと思つて、すね。これは提案理由にもありますように、厚生省の内局が縮小改変する予定であつたけれども、中興地域からの引揚が開始されたので帰還者の受入援護に万全を期するために云々と、こういう提案理由が説明されたのであります。この点私先ほど申し上げましたが、了承するわけでありまして、さつき質問を待つまでもなく、こういう法律案を提案する以上は、政府委員は現在におけるところの、先ほど質問されたすべてとは言ひませんが、大要というものは当然資料として我々に出して、然る後に法律案を審議しなければならぬと思つております。私ははか

せんが、私がもらつた資料には全然そういうことはない。従つて後ほど、さつき一万五千人お歸りになつたというが、もう一万五千人のお歸りになつた数とか、あとの見通しとか、或いは就職は三割、そういう点とか或いは住宅の問題とか、或いは引揚げて来たところの生徒児童の受入対策はどうなつておるか、そういうような要點だけは、勿論この内容のつづこんだところは特別委員会でもやるわけでありまして、併しながらこの設置法において来年の三月三十一日まで延期する以上は、こういう審議をする場合は、そういう資料を出すべきだと思ひますが、のちほど出して頂きたい。それだけ委員長を通じて要望しておきます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御発言がないようでしたら、質疑はこれで終了したものといたして御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないようです。質疑は終了いたしました。次に討論に入ります。御意見のある方はどうか賛否を明かにして御発言をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 御異議がないようでございますから、行政機構の整備に関する件につきまして、本院規則第三十四条第二項により、調査承認要求書を提出したいと思いが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

なお提出すべき文書には、その調査いたしますいろ／＼な事件の名称及び調査の目的、利益、方法、期間及び費用を明かにすることになっておりますから、一応委員長において前回にならつて案文を作つておきましたから朗読をいたします。

行政機構の整備に関する調査承認要求書

一、事件の名称 行政機構の整備に関する調査

一、調査の目的 行政事務の簡素化及び能率を図るため行政機構を整備する

一、利益 行政機関について明確な範圍の所掌事務と権限を定め、全体として系統的に構成し且つ相互の連絡を図り、一体として行政機能を發揮し得るよう今後の立案審査に資する

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取、資料の要求、実地調査等

一、期間 今期国会開会中
以上でございます。これを提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それではさよう決定いたします。

それでは以上の調査について議長の承認が得られました後には、各委員の御都合をお伺いして、議員派遣をすることにいたしたいと思いが、これの御都合は専門員室からお打合せをして、そうして具体的にこれの承認を得るということにいたしたいと思いが、〔賛成と呼ぶ者あり〕その手続は委員長にお任せ願つてよろしくございますか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

それでは今日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十二日)

一、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十二日)

昭和二十八年六月四日印刷

昭和二十八年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局